**濃厚接触者の判断基準**

医療者が担当し、長時間の濃厚接触（注6）があった患者（妊婦）が。後に新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、常に就業制限とは限りません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| リスク分類とPPE |  |  |
| 医療者マスク（注1）/目（注2）/ガウン（注3）/手袋 | **患者マスクあり** | 患者マスクなし |
| なし/なし/なし/なし | 中 | 高 |
| なし/あり/あり/あり | 中 | 高 |
| あり/なし/あり/あり | **低** | 中 |
| あり/あり/なし/あり | **低** | **低**（注4）（注5） |
| あり/あり/あり/なし | **低** | **低**（注4）（注5） |
| あり/あり/あり/あり | **低** | **低**（注5） |

1. 高（リスク）：1日1回発熱・呼吸器症を電話/メールで確認+14日就業制限
2. 中（リスク）：1日1回発熱・呼吸器症を電話/メールで確認+14日就業制限
3. 低（リスク）：自分で発熱・呼吸器症状を管理者に報告+**就業制限なし**
4. サージカルマスクでよい。検体採取などのエアロゾル大量発生時以外はN95等を求めていない
5. ゴーグルまたはフェイスシールドでよい。
6. 長袖ガウンまたは上半身を覆うエプロンでもよい（その際は衣類は半そでで手洗いは上腕まで）
7. 体位変換など広範囲の身体接触があった場合は中リスクと判断する。
8. は鼻腔から検体採取などのエアロゾル大量発生の処置の場合は中リスクと判断する（N95または同等のマスクが必要）
9. は「発病した日から2日前」で「1メートル以内かつ15分以上の接触」または患者の分泌物・排泄物に触れる

　　　　　　　　　　厚生労働省；医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応につて（令和2年4月7日）

　　　　　　　　　　国立感染症研究所兼戦勝疫学センター：免疫調査実施要領における濃厚接触者の定義等に関するQ&A（令和2年4月22日より作成